

令和2年度第2回浜松市福祉有償運送運営協議会議事録

日 時 : 令和3年3月23日(火)午後2時~3時
会 場 : 浜松市役所8階 第3委員会室
出席者 : 山下昭一会長、野田由佳里副会長、堺啓太代理、長田清孝代理、鈴木孝一委員、藤木るみ子委員、後藤毅彦代理、市原孝浩代理、新垣賀規委員、伊達典男委員
小田切峰二特別委員、竹村雅彦特別委員代理
欠席者 : 藤田かつ太郎委員、二橋眞洲男委員、大西優二委員
事務局 : 真田福祉総務課課長補佐、和田施設管理G長、長正路、平井、遠藤

1. 開会

2. 会長あいさつ

3. 議事

(1) 運行状況報告《資料-1》

運行状況報告一覧に基づき事務局より説明

(2) 登録事項変更届出報告《資料-2》

登録事項変更届出報告に基づき事務局より説明

【質疑応答】

堺代理 : 雄踏フレンドリーの運送回数がコロナ禍においても増加しているが、工夫されたのか？

伊達委員 : 増えたように感じるが、前回報告分(令和2年1月から6月)がかなり減ったため、コロナ以前に近づいたというところが正しいところである。このような状況下でも利用していただけるのは、大変ありがたいことだと思う。

(3) 令和2年度福祉有償運送運行団体実態調査報告《資料-3》

令和2年度福祉有償運送運行団体実態調査報告に基づき事務局より説明

事務局 : 前回第1回の協議会で回答を持ち越しとなった3つの意見についての回答を事務局より説明。

① 運送範囲の変更する場合の手続きについて

⇒範囲を変更する際は、協議会での合意を得た後に運輸局に届出する。

② 福祉有償制度のPRについて

⇒事業者一覧を掲載し、市のホームページで制度を紹介している。また、市政記者クラブ加盟16社に協議会の開催を提供し、新聞報道等でPRをしている。

③ 事業者が事業をやめた理由について

⇒運転手の確保が困難、車両の不足、利用者の需要がない、という三つの主な理由から事業継続を断念したという報告を受けている。

【質疑応答】

鈴木委員：利用者の声について、利用者本人の声というより事業者を通じた声だと思いが、利用者本人、ご家族の声というものがどの程度なのか見えてこないが、調査とかやる予定はあるか？

事務局：事業者の担当者に直接面談しながら、利用者の声について聞き取りした結果である。事業者側で利用者にアンケート調査を行い、満足度を数字で見える化まではしていない状況である。

鈴木委員：今後、少子高齢化により、家族間で支えがなかなかできにくくなる中、優良な制度だとは思ふ。会員が延べ人数どれだけ利用したかは出ているが、実際に利用されている方が繰り返し使い、全ての会員が利用されているのか、見えてこない。同時に、全体に必要とされている人がどれくらい市内にいて、その人がこの制度を何故利用していないのか、知らないのか等、皆が利用できる体制について考えていく必要があるかと思う。啓発もデジタル化を推進する中で、ホームページだけに頼っていいのかどうか。事業者の受け入れ態勢が、車や運転手など色々整備されていない中、現状の運営は手一杯だと思うが、これから需要が高まってくる中で今のままでいいのかどうか懸念している。

伊達委員：西区役所の社会福祉課でパンフレットを配架する等PRはしてもらっている。ホームページ等のデジタル化という手段での周知については、利用者が介護の年配の方で、デジタルにあまり馴染みがないような方が多いので、果たしてそれでPRできるのか疑問ではあるが、今後、法人内でも相談しながら良い方法があったら取り組んでいきたい。

(4) 福祉有償運送の概要、道路運送法改正について《資料-4》

資料に基づき中部運輸局堺氏より説明

【質疑応答・意見交換】

野田副会長：福祉有償運送運営協議会が交通空白地の自家用車の有償運送のことも協議することになるのか。

堺代理：交通空白地というタクシー事業者やバス事業者が存在しない過疎地域など、そうした地域における協議を行うのは、当協議会ではなく、地域公共交通会議で承諾を得る必要がある。

山下会長：運転者の要件のところ、「国土交通大臣が認定する講習を修了した者又はそれに準ずるものとして国土交通大臣が認める要件を備えた者」とその講習について説明いただきたい。

堺代理：通常であればタクシーとかバス運転手が必要となる二種免許の所持者が有償

で旅客を運ぶ必要があるが、ハードルが高いということもあり、福祉有償運送の講習を受講した場合は、二種免許を持っていなくても運送できるようになっている。講習については、国土交通省ホームページに掲載しているが、実施団体として自動車学校等で行っており、そのカリキュラムを受けていただければ証書というのが発行されるので、運輸局で書類の審査をする際、運転者の要件を備えているかどうか確認している。

伊達委員：「事業者の登録簿をインターネットで掲示することが義務付ける」と記載があるが、この義務は事業者が義務なのか。

堺代理：運輸局で登録を受けている事業者の管理簿を公表するという事なので、事業者の負担はなく、運輸局で各事業者情報を公開している。

長田代理：「事業者協力型自家用有償旅客運送制度創設」について、例えば福祉有償運送制度には具体的にどうということが考えられるのか、何かあれば教えていただきたい。

堺代理：去年11月に施行されて改定になったものになるので、現状事例としてはあまりないが、運行管理、整備管理のところ、バス・タクシー事業者が専門の知識を持っているので、主に乗務前の点呼や車両の異常があった時の点検整備等そういったところを事業者で対応するというところを想定している。こういった場合は、安全が確保されるという面も踏まえ、有効期限の方を延ばすということになっている。

後藤委員：新城の方でタクシー会社が運行管理を管理しながら、自家用有償運送を始められたと思うが、事業者が管理しているので有効期限が5年間というそういう認識でよろしいか。

堺代理：その通りです。

4. その他

事務局より事務連絡

- ・議事録の確認依頼について
- ・委員の任期満了、次期委員の選出について
- ・次年度の会議開催回数について（2回⇒1回開催に見直す）

5. 閉会